

**線量限度** 国際放射線防護委員会 (ICRP) 勧告と我が国の対応

	国際放射線防護委員会 (ICRP) 2007年勧告		福島第一原発事故での対応
職業被ばく	救命活動 (情報を知らされた志願者)	他の者への利益が救命者のリスクを上回る場合は線量制限なし	厚生労働省電離放射線障害防止規則の特例 従来の100mSvから250mSvに引き上げ ※2011年11月1日以降、原則100mSvに戻すことが決められた。
	他の緊急救助活動	～500mSv	
公衆被ばく	緊急被ばく状況	20～100mSv/年の範囲で決める	例 計画避難地域での避難の基準: 20mSv/年
	復旧時 (現存被ばく状況)	1～20mSv/年の範囲で決める	例 土壌の除染のための基準: 1mSv/年

mSv : ミリシーベルト

国際放射線防護委員会 (ICRP) の 2007 年勧告の国内法令取り入れの審議中に、福島第一原発事故が起きました。事故によって被ばく状況が変わり、日本の法令にはない参考レベルの考え方が採用されました。

参考レベルを用いた被ばく線量の線量管理では、第一に、ICRP2007 年勧告の被ばく状況に応じた線量目安を参考に、不当に高い被ばくを受ける人がいないように参考レベルを設定し、第二に、その参考レベルよりも高い線量を受ける人がほとんどいない状況が達成されたら、必要に応じて、さらに低い参考レベルを設定することで、線量低減を効率的に進めていくこととされています。

そこで、放射線審議会での議論を終えていた緊急時の職業被ばくの線量限度については、特例として 100 ミリシーベルトから 250 ミリシーベルトに変更して対応されました。その後、原子炉が安定的な冷温停止状態を達成するための工程が完了したことを踏まえて、この特例も廃止されました。

本資料への収録日：2013 年 3 月 31 日

改訂日：2015 年 3 月 31 日